

令和5年4月24日

令和5年度一般会計補正予算第2号（第2次補正） （専決処分）説明資料

1 補正予算の概要

低所得のひとり親世帯への生活支援を緊急に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により予算を補正いたしました。

2 補正事業の内容

（単位：千円）

部局・事業名	補正額	説明	問い合わせ先
（子ども生活福祉部） ひとり親世帯生活支援特別給付金事業	444,540	低所得のひとり親世帯に対する特別給付金の支給に要する経費	青少年・子ども家庭課 098-866-2174
合計	444,540		

ひとり親世帯生活支援特別給付金事業について

(国事業名:低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分))

○ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

※国事業の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）」の事業主体は、都道府県と市等で分かれており、県は「ひとり親世帯生活支援特別給付金事業」として町村の世帯へ特別給付金を支給する。

1. 対象者

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けてない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の者

2. 給付額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. スケジュール

- ①の対象者には可能な限り早い時期（遅くとも5月末）までに支給（申請不要）
- ②・③の対象者についても、6月以降随時支給（要申請）

4. 費用

全額国庫負担（10/10）

5. 補正予算額

① 扶助費	440,850千円	（対象世帯への特別給付金（5,146世帯、対象児童数8,817人を見込む））
② 補助金	3,690千円	
合計	444,540千円	